

成長投資ファシリティ（海外展開支援ウインドウ）

実施要領骨子

1. 対象案件（一般業務勘定）（※）：
 - （1）我が国の法人等が出資等により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、次に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴うもののために必要な資金の貸付けを行う案件（以下「海外 M&A 案件」）。
 - ① 社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人
 - ② 一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人
 - ③ 一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人
 - （2）資源金融（投資金融、輸入金融）の対象案件（以下「資源案件」）。
 - （3）グローバル・バリューチェーンの再編等に資する案件（我が国の産業の国際競争力の維持及び向上のために行う投資金融の案件（上記（1）に該当するものを除く。以下「その他国際競争力案件」））。
- （※）新型コロナ危機対応緊急ウインドウに該当する案件を除く。
2. 通貨：米ドル・ユーロ・円・その他通貨（個別に決定）。
3. 融資割合：
 - （1）海外 M&A 案件及びその他国際競争力案件は、協調融資総額の 6 割以下（但し、借入人が中堅企業・中小企業者（株式会社国際協力銀行業務方法書に規定するもの、以下同様）又は中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等の場合は融資総額全体の 7 割以下）
 - （2）資源案件は、協調融資総額の 7 割以下（但し、国内貸については 6 割以下）
4. 融資保証契約調印期限：2021 年 6 月末日
5. その他条件：個別に決定。